

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（昭和62年政令第86号。以下「改正令」という。）が昭和62年3月31日に、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（昭和62年自治省令第16号。以下「改正規則」という。）が昭和62年4月20日にそれぞれ公布され、ともに昭和62年5月1日から施行されることとなった。

今回の改正においては、給油取扱所について、その定義、位置、構造及び設備の技術上の基準、取扱いの技術上の基準並びに予防規程に関する事項に関し大幅な改正が行われたところであり、これらの改正に係る事項について、下記のとおりその運用上の指針を定めることとしたので、今後は、給油取扱所の許可等に際しては、これにより運用されるようお願いする。

なお、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

第1 総括的事項

給油取扱所に関する今回の危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「令」という。）及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）の改正は、最近における火災及び事故の状況、防災に関する技術の向上その他社会経済情勢の変化等にかんがみ、所要の安全対策を講じつつ、給油取扱所における業務範囲の拡大を図ることを主たる内容としているものであるが、これらの改正に伴い、給油取扱所においては、従来以上に人の出入が増加するものと考えられるので、次の事項に留意のうえ、一層の安全対策の徹底を図られたいこと。

- 1 今回の改正により、給油取扱所に入出する人の把握、誘導等に関し、危険物取扱者等の従業員の役割が従来以上に重要になることにかんがみ、危険物取扱者については、法定講習の受講の徹底を図るとともに、給油取扱所の従業員を消防本部、地区危険物安全協会等が主催する研修会に参加させる等、安全教育の強化を図られるよう指導すること。
- 2 給油取扱所の地下タンク及び地下埋設配管の定期点検については、「地下タンク及び地下埋設配管の定期点検の指導方針について」（昭和62年3月31日付け消防危第23号消防庁危険物規制課長通知）により、その適正かつ確実な実施を図ること。

- 3 給油取扱所において、今回の改正の範囲を超えるような業務を行っている等、技術上の基準等に違反していると認められる場合には、所定の手続きにより適切な違反処理を行うとともに、特異な又は悪質な事例については当庁に報告されたいこと。

第2 給油取扱所の定義に関する事項

給油取扱所の定義として、固定した給油設備によつて自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所に加えて、当該取扱所において併せて灯油を容器に詰め替えるため固定した注油設備によつて危険物を取り扱う取扱所を含むものとされた（令第3条第1号）が、この改正については、次の事項に留意されたいこと。

1 給油取扱所の取扱最大数量

今回の改正により、給油取扱所は危険物の給油及び灯油の詰替えの両方を目的とする取扱所を含むこととなるが、給油取扱所における取扱最大数量は、専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクの容量の合計により算定してさしつかえないものであること。

なお、給油取扱所における危険物の給油及び灯油の詰替え以外の危険物の貯蔵又は取扱いについては、従来どおり、貯蔵所又は取扱所の区分に応じた貯蔵又は取扱いごとにそれぞれ指定数量未満である場合に限り認められるものであること。例えば、給油取扱所において、1日に指定数量以上の危険物を容器入りのままで販売した場合には消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第10条第1項違反を構成するものであること。ただし、廃油タンクから指定数量以上の廃油の抜取りを行うこと及び灯油用固定注油設備から指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク車（十分な安全対策が確保されていると認められる場合については、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所）に詰替えを行うことは支障がないものとして取り扱うこと。

また、給油取扱所においては、このような趣旨にかんがみ、容器内にある危険物（灯油を含む。）の数量の合計を常時指定数量未満とするとともに、令第17条第1項第15号に規定する給油取扱所の業務を行うために必要な設備（以下「附随設備」という。）等に収納されている危険物の数量の合計（専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンク並びに固定給油設備及び灯油用固定注油設備内にある危険物並びに容器内にある危険物以外の危険物の数量の合計）を常時指定数量未満とする必要があるものであり、規則第25条の5第3項の規定は、この趣旨を確認するものであることに留意されたいこと。

2 従来の灯油専用一般取扱所の取扱い

この政令の施行の際、現に改正前の令第3条第1号の給油取扱所として許可を受けている取扱所（以下「既設の給油取扱所」という。）が、「灯油専用の一般取扱所の規制に関する運用基準について」（昭和39年3月4日付け自消丙予発第16号消防庁予防課長通知）により同条第4号の一般取扱所として許可を受けている取扱所に接している場合において、改正後の令第3条第1号の規定に該当することとなるものは、同号の給油取扱所として許可を受けたものとみなすこととされていること。（改正令附則第2項前段）したがって、従来の灯油専用の一般取扱所として許可を受けている

部分については、変更許可を要する変更工事等を行わない限り、今回の改正に伴う特段の手続きは要しないものであること。

なお、給油取扱所においては、灯油用固定注油設備に接続するタンクは、専用タンク以外認められないこととなるものである（令第17条第1項第5号）が、既設の給油取扱所に接する灯油専用の一般取扱所について灯油用固定注油設備に接続するタンクとして簡易タンクが用いられている場合には、当該一般取扱所を給油取扱所に含むこととしたうえで簡易タンクの使用を認めてさしつかえないものであること。（改正令附則第2項後段）また、既設の給油取扱所に接する灯油専用の一般取扱所について灯油の保有を油庫において行っている場合（油庫内に灯油用固定注油設備を設ける場合を除く。）には、現に設置されているものに限り、第6の（3）により廃止される従来の例により、一般取扱所として令第23条の規定を適用して処理するものとする。これらの場合においては、給油取扱所の位置、構造又は設備の変更に際し、あわせて簡易タンク又は油庫による灯油の保有から専用タンクによる灯油の保有に切り替えるよう指導すること。

第3 位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

1 専用タンク及び廃油タンク等

今回の改正により、固定給油設備に接続する専用タンクのほかに、灯油用固定注油設備に接続する専用タンク並びに廃油タンク等を地盤面下に埋没して設けることができることとされるとともに、専用タンクの容量の上限が10000リットルから30000リットルに引き上げられ、廃油タンク等の容量の上限が10000リットルとされた（令第17条第1項第5号）が、この改正については、次の事項に留意されたいこと。

- (1) 容量が10000リットルを超え30000リットル以下の専用タンクを地盤面下に埋没して設ける場合は、令第13条第1号本文の規定により、タンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造とすること。（令第17条第1項第6号）この場合において、危険物の漏れを防止することができる構造とは、次のすべてに適合する構造であること。（規則第23条）
 - ア 当該タンクの上方については厚さ15センチメートル以上、側方及び下方については厚さ30センチメートル以上の適当な防水の措置を講じたコンクリートで被覆すること。
 - イ 当該タンクの外面が規則第24条に定める方法で保護されていること。
 - ウ 当該タンクがその水平投影の縦及び横よりそれぞれ60センチメートル以上大きく、かつ、厚さ30センチメートル以上の鉄筋コンクリートのふたでおおわれていること。
 - エ ふたにかかる重量が直接当該タンクにかからない構造であること。
 - オ 当該タンクが堅固な基礎の上に固定されていること。
- (2) 廃油タンク等は、専用タンクと同様、その位置、構造及び設備は地下貯蔵タンクの例によるものであること。（令第17条第1項第6号）
- (3) 廃油タンク等とは、廃油タンク及び給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー、自

家発電設備等に直接接続するタンクをいうものであること。(規則第25条)

(4) 給湯用ボイラー又は冷暖房用ボイラーへの灯油の供給は、専用タンクから行うことができるものであること。

2 固定給油設備及び灯油用固定注油設備の構造

固定給油設備及び灯油用固定注油設備の構造が定められた(令第17条第1項第7号及び規則第25条の2)が、これらの規定の運用については別途通知する予定であること。

なお、既設の給油取扱所のうちこの基準に適合しないものについては、従前の例によるものであること。(改正規則附則第2項)

3 固定給油設備及び灯油用固定注油設備の表示

固定給油設備及び灯油用固定注油設備には、次の表示をするものとされたこと。(令第17条第1項第7号の2及び規則第25条の3)

ア 給油管又は注油管の直近の位置に表示すること。直近の位置とは、固定給油設備若しくは灯油用固定注油設備の本体(懸垂式のものにあつては、給油ホース設備の本体ケース)又は給油管若しくは注油管自体(ノズルの部分又はノズル直近の部分)をいうものであること。

イ 取り扱う危険物の品目を表示すること。品目とは、ガソリン、軽油、灯油等の油種名をいうものであるが、レギュラー、ハイオク等の商品名によることもさしつかえないものであること。

4 灯油用固定注油設備の離隔距離

今回の改正により、灯油用固定注油設備の離隔距離は、固定給油設備及び敷地境界線からの離隔距離を除き、固定給油設備の離隔距離に準じて設けることとされた(令第17条第1項第8号の2)が、この改正については、次の事項に留意されたいこと。

(1) 灯油用固定注油設備は、空地(令第17条第1項第1号に規定する間口10メートル以上、奥行6メートル以上の空地をいう。以下同じ。)外の場所に設けるとともに、固定給油設備及び道路境界線から4メートル以上、建築物の壁から2メートル以上(建築物の開口部のない壁からは1メートル以上)、敷地境界線から1メートル以上の間隔を保つこと。

なお、2以上の固定給油設備相互間又は灯油用固定注油設備相互間の離隔規制はないものであること。

(2) 離隔距離は、灯油用固定注油設備の中心点までの距離とすること。ただし、懸垂式のもののうち注油管の取付部がスライドするものについては、そのスライドするすべての地点までの水平距離とすること。

(3) 既設の給油取扱所のうちこの基準に適合しないものについては、従前の例によるものであること。(改正令附則第2項後段)

5 建築物の用途及び面積

今回の改正により、給油取扱所には、給油又はこれに附帯する業務のための用途に供する建築物以外の建築物その他の工作物を設けないこととされ、このうち、係員以外の者が出入する建築物の部分の床面積の合計は、避難又は防火上支障がないと認められる面積以下としなければならないものとされた(令第17条第1項第9号)が、

この改正については、次の事項に留意されたいこと。

- (1) 給油又はこれに附帯する業務のための用途は、①給油取扱所の業務を行うための事務所 ②給油、灯油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場 ③自動車等の点検・整備を行う作業場 ④自動車等の洗浄を行う作業場 ⑤給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所とされた（規則第25条の4第1項）が、この取扱いについては、次によること。

ア ①から⑤までに掲げる用途以外の用途、例えば、①又は⑤の事務所以外の事務所、長距離トラック運転手用の簡易宿泊所、給油取扱所の従業員の寄宿舍等の用途は認められないものであること。

イ ①から⑤までに掲げる用途に供する建築物の部分には、それぞれの用途に機能的に従属する部分（例えば、廊下、洗面所、倉庫、会議室、更衣室、休憩室、応接室等）を含むものであること。

ウ ②の店舗、飲食店又は展示場は、給油、灯油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出する者を対象とするものであり、キャバレー、ナイトクラブ、ぱちんこ店、ゲームセンター等風俗営業に係るもの、理容室、美容室等は、主としてこれらの者以外の者を対象とすることが明らかであるので、②の用途からは除かれるものであること。また、②の用途に供する部分においては、物品の販売若しくは展示又は飲食物の提供だけでなく、物品の貸付けのほか行為の媒介、代理、取次等の営業ができるものであり、これらの営業に係る商品、サービス等の種類については、従来行ってきたような制限はなくなるものであること。

なお、②の用途に供する部分であると認められる限り、②の用途が対象として想定している者以外の者がこの部分にたまたま出入することは、さしつかえないものであること。

エ ⑤の用途に供する部分については、他の用途に供する部分との間に水平・垂直遮断を設けるとともに、出入口は、給油取扱所の敷地外から出入できる位置に設けること。

オ 今回の改正により、給油取扱所には建築物以外の工作物、例えば立体駐車場、ラック式ドラム缶置き場、大規模な広告物等の設置は認められないものであること。

- (2) (1)の①、②及び③の用途に係る部分の床面積の合計は、300平方メートル以下としなければならないものとされた（規則第25条の4第2項）が、この取扱いについては、次によること。

ア 床面積の算定については、(1)のイ及びエによる結果、原則として、建築物の延べ面積から水平・垂直遮断された部分及び自動車等の洗浄を行う作業場の部分の床面積の合計を差し引いた面積となるものであること。

なお、建築物内に設置する給油取扱所に係る床面積の算定については、(1)の①、②及び③の用途に係る部分に相当すると認められる部分（壁に

よつて区画されている部分に限る。)の床面積の合計とするものであること。
この場合において、第3の4の灯油用固定注油設備の離隔距離、第3の7の
附随設備、第4の1の駐車等の場所、第4の2の物品の販売等の業務の場所
等の規制に際しては、床面積の算定に加えられた部分を建築物の部分として
取り扱うことに留意されたいこと。

イ 建築物の配置、出入口の位置等については、上記の面積制限に適合する限
り、火災予防上明らかに危険であると認められる事例について消防機関が所
要の指導を行う場合を除き、特に制限はないものであること。

ウ 既設の給油取扱所に設ける建築物のうち、(1)の①、②及び③の用途に
係る部分の床面積の合計が300平方メートルを超えているものについて
は、昭和62年4月30日におけるこれらの用途に係る部分の床面積の合計
を超えて増改築等を行つてはならないものであること。(改正規則附則第3
項)

(3) 灯油用固定注油設備が設けられている油庫は、(1)の①から⑤までに該当
しないものであるが、現に設置されているものに限り、令第23条を適用して
設置を認めるものとする。したがつて、当該油庫は、(2)の面積制限の
対象に含まれないものであること。

6 建築物の構造

給油取扱所に設ける建築物のうち自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の
洗浄を行う作業場に係る部分に設ける自動車等の出入口には、甲種防火戸又は乙種防
火戸を設けなくてもさしつかえないものであること。(令第17条第1項第10号)
また、給油取扱所に設ける建築物のうち事務所その他火気を使用するものは、自動車
等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場に係る部分を除き、次
のすべてに適合する構造とすることとされたこと。(令第17条第1項第12号及び
規則第25条の4第4項)

ア 出入口は、随時開けることができる自動閉鎖のものとする。

イ 犬走り又は出入口の敷居の高さは、15センチメートル以上であること。

なお、既設の給油取扱所のうちこの基準に適合しないものについては、従前の例に
よるものであること。

(改正規則附則第2項)

7 附随設備

給油取扱所に設ける設備のうち、附随設備は、従来どおり個別に定められている位置、
構造又は設備の基準に基づき設けるものである(令第17条第1項第15号)が、次の
事項に留意されたいこと。

(1) 附随設備とは、自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設
備及び混合燃料油調合器をいうものであること。(規則第25条の5第1項)

(2) 自動車等の洗浄を行う設備とは、蒸気洗浄機及び洗車機をいうものであり、
従来の蒸気洗浄機に加えて門型洗車機、箱型洗車機その他の洗車機が附随設備
に含まれることとされたこと。

自動車等の洗浄を行う設備のうち、蒸気洗浄機は、その位置について固定給

油設備から蒸気洗浄機の囲いが4メートル以上離れた場所に設けることとされたほかは従来どおりの取扱いであること。また、洗車機は、建築物の内部に設ける場合を除き、その位置について固定給油設備から4メートル以上、かつ、道路境界線から2メートル以上離れた場所に設けることとされたこと。(門型洗車機については、可動範囲までの距離とすること。)(規則第25条の5第2項第1号)このほか、自動車等の洗浄を行う設備については、危険物保安監督者、危険物取扱者等が十分に管理することができる範囲で設けるよう指導すること。

なお、既設の給油取扱所のうちこの基準に適合しないものについては、従前の例によるものであること。

(改正規則附則第2項)

- (3) 自動車等の点検・整備を行う設備とは、オートリフト(油圧式・電動式)、ピット、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイールバルancer、エアーコンプレッサー、バッテリーチャージャー等をいうものであり、従来のオートリフトに加えてこれらの設備が附随設備に含まれることとなるものであること。

自動車等の点検・整備を行う設備は、建築物の内部に設ける場合を除き、その位置について固定給油設備から4メートル以上、かつ、道路境界線から2メートル以上離れた場所に設けることとされたこと。(規則第25条の5第2項第2号イ)

なお、既設の給油取扱所のうちこの基準に適合しないものについては、従前の例によるものであること。

(改正規則附則第2項)

また、自動車等の点検・整備を行う設備のうち、油圧式オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク等の危険物を取り扱う設備は、前述の基準に加え、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすることとされた(規則第25条の5第2項第2号ロ)が、この取扱いについては、次によること。

ア 危険物を取り扱う設備のうち、危険物を収納する部分は、次表に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として屋内又は地盤面下に設けるよう指導すること。

危険物を収納する部分の容量	板 厚
40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超えるもの	2.0ミリメートル以上

イ 危険物を取り扱う設備は、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

ウ ウォールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めのための措置を講ずること。

(4) 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設ける設備の電気設備（例えば、電動式オートリフト等の地盤面又は床面からの高さ60センチメートル以下の部分の電気設備）は、防爆構造とすること。

(5) 附随設備は、空地外の場所に設けること。

8 附随設備以外の設備

今回の改正により、給油取扱所に設ける附随設備以外の設備については、給油に支障がないと認められる範囲に限り設けてもさしつかえないものとされた（令第17条第1項第16号）が、この改正については、次の事項に留意されたいこと。

(1) 給油に支障がある設備とは、自動車等の転回が困難となり、自動車等の固定給油設備への衝突等を招来しかねないような設備をいうものであり、これに該当するかどうかの判断はもつぱら火災予防上の観点からのみ行われるものであること。

例えば、空地外の場所に設置するサインポール、看板等の設備は、原則として、給油に支障がないものとして取り扱うものとするほか、必要最小限のPOS用カードリーダー等の設備でその設置がやむを得ないと認められるものを空地内のアイランド上に設けることもさしつかえないものであること。また、樹木、花壇等についても、給油に支障がないと認められる限り、設けてさしつかえないものであること。

(2) 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設ける設備の電気設備は、防爆構造とすること。

(3) このほか、厨房設備等の火気を使用する設備については、火災予防条例の関係部分の例によるものであること。

第4 貯蔵又は取扱いの基準に関する事項

1 駐車等の場所

今回の改正により、自動車等に給油するときは、固定給油設備から4メートル以内の部分（建築物内の部分を除く。）において、移動貯蔵タンクから専用タンクに危険物を注入するときは、専用タンクの注入口から3メートル以内の部分及び専用タンクの通気管の先端から水平距離1.5メートル以内の部分において、他の自動車等が駐車することを禁ずるとともに、自動車等の点検・整備又は洗浄を行わないこととされた（令第27条第6項第1号ト及び規則第40条の3の2）が、この改正については、次の事項に留意されたいこと。

(1) 駐車とは、自動車等が停止し、かつ、当該自動車等の運転をする者が給油取扱所の敷地外にあつて直ちに運転することができない状態にあることをいい、当該自動車等の運転をする者が給油取扱所の敷地内にあり係員の誘導等により直ちに運転することができる場合を含まないものであること。また、あらかじめ

め固定給油設備から4メートル以内の部分、専用タンクの注入口から3メートル以内の部分及び専用タンクの通気管から1.5メートル以内の部分以外の部分に白線等で明瞭に区画された駐停車スペースを設け、自動車等の駐車又は停車の際には給油のための一時的な停車を除き当該駐停車スペース以外の場所を使用しないよう指導すること。

(2) 自動車等の点検・整備又は洗浄には、クイックサービス（蒸気洗浄機、洗車機、自動車等の点検・整備を行う設備、小型の測定器類等を用いることなく提供される自動車等に関する軽易な役務をいう。）を含まないものであること。

(3) このほか、自動車等の点検・整備については、みだりに火気を使用しないこと（令第24条第2号）とされていること等を踏まえ、次によるものとする。

ア スパークプラグテスターによる点検は、建築物内で、かつ、床面から60センチメートル以上の高さの位置で行うものとする。

イ バッテリー充電は、充電の際の端子接続位置が、建築物内の床面又は空地の舗装面から60センチメートル以上の高さとなる位置において行うものとする。

ウ このほか、火気を使用する方法又は火花を発生おそれがある方法により自動車等の点検・整備を行う場合については、建築物内で、かつ、可燃性蒸気の流入しない構造の区画した部分において行うものとする。

エ オイルフィルター等の部品の洗浄は、軽油等の揮発性の少ない洗浄油を用いて行うものとする。

オ 可燃性蒸気を発生おそれがある方法により自動車等の点検・整備を行う場合については、十分な換気を行うものとする。

(4) なお、既設の給油取扱所のうち固定給油設備から4メートル以内の部分に蒸気洗浄機、洗車機又は自動車等の点検・整備を行う設備を有するものについて、当該設備を用いて自動車等の点検・整備又は洗浄を行う場合は、当分の間、規則第40条の3の2第1号の規定は適用しないものとする。

2 物品の販売等の業務の場所

物品の販売等の第3の5（1）②の店舗、飲食店又は展示場の用途に係る業務は、次の場合を除き、建築物外の場所及び建築物内の2階以上の場所で行わないこととされたこと。（令第27条第6項第1号リ及び規則第40条の3の3）

ア 容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物の2階においてこれらの業務を行う場合。容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物とは、建築物の2階から建築物外の場所を通ることなく安全に給油取扱所の敷地外へ避難することができる構造等を有する建築物をいうものであること。

イ 建築物の周囲に設ける犬走りのうち出入口の近傍の部分においてタイヤ等の物品を展示する場合

3 係員以外の者の出入

給油の業務が行われていないときは、係員以外の者を出入させないため必要な措置を講ずることとされたこと。（令第27条第6項第1号ヌ）係員以外の者を出入させ

ないための必要な措置とは、給油の営業時間外に、給油取扱所の道路境界線にロープ、チェーン等を展張するほか、店舗における物品の販売、コイン洗車機による自動車等の洗浄等の係員以外の者が出入すると認められる業務を行わないことをいうものであること。

第5 予防規程に関する事項

今回の改正により、給油取扱所（航空機給油取扱所、自家用給油取扱所及び船舶給油取扱所を除く。）においては、予防規程を定めることとされた（令第37条及び規則第61条）が、この改正については、次の事項に留意されたいこと。

- (1) 給油取扱所の予防規程に定めるべき事項は、別添のとおりであること。
- (2) 給油取扱所における危険物の保安の監督をする者の職務を代行する者（規則第60条の2第1項第2号）については、昭和65年4月30日までの間、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者がいない場合には丙種危険物取扱者をもって充てることができるものとする。

第6 その他に関する事項

- (1) 給油取扱所において、その従業員のうち、危険物取扱者の氏名を建築物内の適当な場所に掲示するよう指導すること。
- (2) 既設の給油取扱所において、従前の例によるものとされている基準に係る設備の取替え等が行われた場合には、新しい基準に適合させるなどの所要の安全対策を講ずるよう指導すること。
- (3) 灯油専用の一般取扱所の規制に関する運用基準について（昭和39年3月4日付け自消丙予発第16号消防庁予防課長通知）、灯油専用の一般取扱所の規制に関する運用基準の細則について（昭和39年7月23日付け自消丙予発第70号消防庁予防課長通知）及び給油取扱所の業務範囲等について（昭和42年11月2日付け自消丙予発第92号消防庁予防課長通知）は、廃止する。

別添

給油取扱所の予防規程に定めるべき事項

項 目	規 定 す べ き 事 項
1 総括的な事項	<ol style="list-style-type: none"> (1) 目的としては、消防法第14条の2の規定に基づき、火災その他の災害を防止することとする。 (2) 適用範囲は、給油取扱所の全域とする。 (3) 遵守義務は、給油取扱所の従業員に課するものとする。 (4) 出入者に対し必要に応じて、従業員が予防規程の内容を告知する義務を定める。 (5) 規程の改正は、危険物取扱者等の意見を尊重して火災予防上支障のないようにするとともに、変更の認可を要することにつ

- いて定める。
- 2 保安の役割分担
- (1) 保安管理を行う者として、所長、危険物保安監督者の氏名を定める。
 - (2) 保安監督者の不在時における当該職務の代行者について定める。
 - (3) 所長、危険物保安監督者、危険物取扱者及びその他の従業員の保安に係る職務について定める。
 - (4) 危険物取扱者の氏名等の表示について定める。
- 3 貯蔵及び取扱基準等
- (1) 危険物取扱作業時における貯蔵及び取扱基準の遵守義務を定め、この基準としては、消防法令に定めるところによるが、特に次の事項について定める。
 - ① 無資格者が危険物を取り扱う場合における危険物取扱者の立会い義務
 - ② 給油、注油時における油種の確認
 - ③ ローリーからの危険物受入作業時における危険物取扱者の立会い義務と品目の確認及び受け入れタンクの残量の確認
 - ④ みだりな火気及び火花等を発生させる機械器具の使用の禁止
 - ⑤ 危険物の積みおろし時及び給油時等における自動車等のエンジン停止の確認
 - ⑥ 灯油の小分け時における容器の消防法令基準適合の確認及び注入済み容器の放置の禁止
 - ⑦ その他当該給油取扱所の形態等に応じ、必要な事項
 - (2) 当該給油取扱所において給油又は注油以外の業務を行う場合においては、給油又は注油業務に支障を与えないよう細心の注意を払うことを定め、特に留意しなければならない事項として次の事項を定める。
 - ① 給油又はこれに附随する注油、自動車の点検・整備若しくは洗車と関係のない者をもつばら対象とする業務を行わないこと
 - ② 給油業務を行っていないときの係員以外の者の出入禁止措置の実施
 - ③ 所内にいる客等の状況に応じた十分な係員の配置及びこれによる整理、誘導の実施
 - ④ その他当該給油取扱所において行う給油及び注油以外の業務の内容に応じ、必要な事項
 - (3) 給油取扱所内の駐車については、給油のための一時的な停止を除き、消防法令上駐車禁止とされる場所以外の場所であらか

じめ明示された場所において行わせることとする。

- 4 点 検
- (1) 点検については、次のように定める。
 - ① 毎日、定期、臨時に行うべき点検項目及び点検実施者の指定
 - ② 点検実施者が異常を発見した場合における使用禁止等の表示等の処置を行う義務及び所長への報告義務
 - ③ 点検記録簿への記入義務と保存義務
 - (2) 改修、補修工事については、工事内容に応じた手続きを行い、安全対策を講じた後に実施するものとする。
- 5 事故及び火災時の措置
- (1) 災害時の即応体制を備えておくため、自衛消防隊を編成すること及び消防隊長、隊員の責務を定める。(規模に応じ、その役割分担を定める。)
 - (2) 事故時の措置及び消火活動等については、次のように定める。
 - ① 火災の発生又は危険物の流出等を覚知した者の報告義務とこの場合における消防隊長の指揮下での客等の避難誘導及び応急措置の実施
 - ② 危険物が給油取扱所外へ流出した場合又は可燃性蒸気が拡散するおそれがある場合における周辺地域の住民及び通行者等に対する火気使用の禁止等の協力要請及びこの場合における流出防止、回収等応急措置の実施
 - ③ 火災発生時又は危険物の流出等の事故が発生した場合における消防機関への通報
 - (3) 地震発生時の措置については、危険物取扱作業の中止、安全確認のための点検の実施等について定める。
(地震防災対策強化地域として指定された地域にある給油取扱所においては、警戒宣言が発令された場合における客等への伝達及び避難について定める。)
- 6 教育及び訓練
- (1) 保安教育としては、その対象者、実施時期及び内容等について定める。
 - (2) 訓練としては、その内容及び実施時期等について定める。

(備考) 2保安の役割分担(1)に関し、いつたん認可を受けた所長又は危険物保安監督者が変わる場合においては、変更の認可の申請は必要とせず、届出をすることをもって足りるものとする。それ以降においても同様とする。